

意見募集の結果

1 規則等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行等に伴う審査基準及び処分基準の一部改正

2 根拠法令・条項

別紙のとおり

3 公募した規則等の概要

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準等のモデル（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に係るものに限る。）について、このたび、クロスボウを原則所持禁止・許可制とすること等を内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律等の施行に伴い、審査基準及び処分基準のモデルの一部が改定されたことから、当県における審査基準及び処分基準についても厳正かつ公平な審査等がなされるよう同様の改正をするものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に基づくものです。

5 規則等の制定日

令和4年3月15日（火曜日）

6 結果公示の日

令和4年3月15日（火曜日）

7 意見公募の期間

令和4年2月14日（月曜日）から令和4年2月28日（月曜日）まで

8 提出された意見の数

0件

9 結果の概要

令和4年2月14日（月曜日）から令和4年2月28日（月曜日）までパブリックコメントを実施したところ、本件に対するご意見は寄せられませんでした。

10 資料結果の入手方法

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課での閲覧
- 高知県庁県民室（本庁舎1階）での閲覧
- 各福祉保健所（須崎を除く。）
- 須崎農業振興センター

11 担当課・連絡先

- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
TEL：088-826-0110（内線3022・3033）

根拠法令・条項

1 審査基準

(1) 審査基準の新設

- ア クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第3項）
- イ クロスボウ射撃指導員の指定（法第9条の3の2第1項）
- ウ クロスボウ射撃資格の認定（法第9条の16第1項）
- エ クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付（法第9条の16第2項）

(2) 審査基準の改定

- ア 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（法第4条第1項）
- イ 許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認（法第4条の4第1項）
- ウ 猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付（法第5条の3第3項）
- エ 国際競技に参加する外国人に対する所持許可（法第6条第1項）
- オ 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新（法第7条の3第1項）
- カ 指定射撃場の指定（法第9条の2第1項）
- キ 猟銃等射撃指導員の指定（法第9条の3第1項）
- ク 射撃教習を受ける資格の認定（法第9条の5第2項）
- ケ 射撃練習を行う資格の認定（法第9条の10第2項）
- コ 年少射撃資格の認定（法第9条の13第1項）
- サ 国際競技に参加する外国人に対する許可の期間（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項）

2 処分基準

(3) 処分基準の新設

- ア 許可クロスボウに係る表示措置命令（法第4条の4第3項）
- イ クロスボウ射撃指導員の指定の解除（法第9条の3の2第2項）
- ウ クロスボウ射撃資格の認定の取消し（法第9条の16第2項）
- エ クロスボウ保管業者に対する措置命令（法第10条の8の2第2項）
- オ クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令（法第10条の8の2第3項）
- カ クロスボウ射撃指導員の許可の取消し（法第11条第7項）

(4) 処分基準の改定

- ア 銃砲等又は刀剣類の提出命令（法第8条第7項）
- イ 指定射撃場の指定の解除（法第9条の2第2項）
- ウ 猟銃等射撃指導員の指定の解除（法第9条の3第2項）
- エ 教習資格の認定の取消し（法第9条の5第3項）
- オ 練習資格の認定の取消し（法第9条の10第3項）
- カ 所持許可を受けた者に対する指示（第10条の9第1項）
- キ 年少射撃資格者に対する指示（法第10条の9第2項）
- ク 銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し（法第11条第1項）

- ケ 銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し（法第11条第2項）
- コ 銃砲等の所持許可の取消し（法第11条第3項）
- サ 拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し（法第11条第4項）
- シ 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し（法第11条第5項）
- ス 猟銃等射撃指導員の許可の取消し（法第11条第6項）
- セ 取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令（法第11条第8項）
- ソ 年少射撃資格の認定の取消し（法第11条の3第1項）
- タ 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令（法第13条の3第1項）
- チ 銃砲等又は刀剣類の提出命令（法第27条第1項）